

## 移動等円滑化取組報告書（バスターミナル）

(令和3年度)

住 所 仙台市青葉区木町通一丁目4番15号

事業者名 仙台市交通局  
代表者名 交通事業管理者 吉野 博明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

- (① バスターミナルを公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となるバス ターミナル	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

- (② バスターミナルを使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バリアフリー設 備を用いた役務 の提供	・乗降用スロープ板設置および介助 ・筆談用具の設置 ・ワンステップ／ツーステップ車両の車外放送での周知	・計画のとおり役務 の提供を行った

- (③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

- (④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バリアフリー情 報の提供	交通局ウェブサイトにおいて障害者や高齢者等を含めた誰も が利用しやすいように配慮した形式でバリアフリー情報（障 害者対応型トイレの設置等）を掲載し、随時更新を行う。	・交通局ウェブサイ トにバリアフリー情 報を掲載した。

- (⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員への研修 の実施	高齢者、障害者など移動制約者に対する声掛けや乗車の際 の対応方法について、乗務員への研修会を開催し訓練を行 う。	・乗務員を対象とする研 修において、障害者・高 齢者など配慮が必要なお 客様への対応方法につい て外部講師により説明を 受けた。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についてのバスターミナルの利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
-	-	-

- (2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

接続する交通機関（地下鉄）と一体化・連続化したバリアフリー化を推進するため、連携して特定事業計画の策定・実施を行った。

- (3) 報告書の公表方法

交通局ウェブサイトに掲載

- (4) その他

仙台市バリアフリー基本構想に基づき、第3期仙台市交通局バリアフリー特定事業計画を策定・実施している。

## II バスターミナルの移動等円滑化の達成状況（バスターミナルごとに記入）

(R4年3月31日現在)

バスターミナルの名称	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無	段差への対応	ベースの数	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無	案内設備の設置の有無	障害者対応型便所の設置の有無	障害者対応型券売機の設置の有無	乗降場への対応	リフト付バスが乗降できるスペースまたはベースの数
旭ヶ丘バスターミナル	宮城県仙台市	2828人	×	○	6	○	×	○	-	○	6
計 (合計) ターミナル											

## III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上のバスターミナルを設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満のバスターミナルを設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第7号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該バスターミナルが公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

2. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

3. ベースの数の欄には、当該バスターミナルに設置されているベースの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。

4. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

5. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

6. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該バスターミナルに便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

7. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該バスターミナルに券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

8. 乗降場への対応の欄には、乗降場に公共交通移動等円滑化基準省令第23条第2号の基準に適合する柵、点状ブロックその他の視覚障害者の乗合バス車両用場所への侵入を防止するための設備を設置している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

9. リフト付バスが乗降できるスペースまたはバースの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第23条第3号の基準に適合する数を記入し、(合計)にはその合計数を記入すること。

10. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

11. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

12. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。